

## 第39号議案

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の件  
神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成27年3月17日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例  
神戸市国民健康保険条例（昭和35年10月条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条の2第1号中「保健事業に要する費用の額」を「保健事業に要する費用の額，法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」に改め，同条第2号中「，法第72条の4第1項の規定による繰入金」を削り，「その他」を「，法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第15条の5中「51万円」を「52万円」に改める。

第15条の14中「16万円」を「17万円」に改める。

第15条の20中「14万円」を「16万円」に改める。

附則第3項を削り，附則第4項を附則第3項とし，附則第5項中「附則第5項各号」を「附則第4項各号」に，「附則第5項の」を「附則第4項の」に改め，同項を附則第4項とし，附則第6項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め，同項を附則第5項とし，附則第7項中「附則第7項各号」を「附則第6項各号」に，「附則第7項の」を「附則第6項の」に改め，同項を附則第6項とし，附則第8項中「附則第7項」を「附則第6項」に改め，同項を附則第7項とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の神戸市国民健康保険条例の規定は，平成27年度以後の年度分の保険料について適用し，平成26年度分までの保険料については，な

お従前の例による。

理 由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市国民健康保険条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第12条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第18条の2第1項又は第2項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつてはその減額することとなる額を、第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額を減額し、又は免除するものとした場合にあつてはその減額し、又は免除することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定する。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付

保健事業に要する費用の額、

法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定に

金等，高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。），高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額，退職被保険者等に係る入院時食事療養費，入院時生活療養費，保険外併用療養費，療養費，訪問看護療養費，特別療養費，移送費，高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には，これを控除した額）

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。），高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。），法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支

による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額

援金，病床転換支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。），法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金，病床転換支援金及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。），法第72条の4第1項の規定による繰入金，法第72条の5の規定による負担金，法第74条の規定による補助金及び法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等，病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び第23条第1項又は第23条の2第1項の規定により基礎賦課額から減額し，又は免除することとなる額（一般被保険者に係るものに限る。）の見込総額並びに法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額（基礎賦課限度額）

第15条の5 第13条又は第15条の2の賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には，第13条の賦課額と第15条の2の賦課額との合算額とする。第18条の2において同じ。）は，51万円を超えることができない。

---

法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の

52万円

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の14 第15条の7又は第15条の11の後期  
高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職  
被保険者等が同一の世帯に属する場合には、  
第15条の7の後期高齢者支援金等賦課額と第  
15条の11の後期高齢者支援金等賦課額との合  
算額とする。第18条の2において同じ。)

は、16万円を超えることができない。

17万円

(介護納付金賦課限度額)

第15条の20 第15条の16の賦課額は、14万円を  
超えることができない。

16万円

附 則

1, 2 略

(平成22年度から平成26年度までにおける一  
般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

3 平成22年度から平成26年度までにおける第  
12条の2の規定の適用については、同条第  
1号中「保健事業に要する費用の額」とあ  
るのは「保健事業に要する費用の額、法附  
則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交  
付する事業に係る同条第2項の規定による  
拠出金に相当する額及び同条第1項第2号  
に掲げる交付金を交付する事業に係る同条  
第2項の規定による拠出金の2分の1に相  
当する額」と、第12条の2第2号中「その  
他」とあるのは「、法附則第26条第1項の  
規定による交付金その他」とする。

(平成22年度以後の年度分に係る後期高齢者  
医療制度への移行に伴う保険料の軽減につい  
ての暫定的特例)

4 略

(平成26年度分及び平成27年度分に係る所得  
割額の算定の特例)

3

5 平成26年度分及び平成27年度分の保険料の賦課に限り、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）」とあるのは、「（平成26年度分及び平成27年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第5項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（2以上の区分に該当する場合にあつては、その合計額）を控除した額。以下「附則第5項の規定による減額後の総所得金額等」という。）」とする。

(1)～(6) 略

6 前項の規定により第14条第1項の規定を読み替えて適用する場合における第15条第1項第1号、第15条の3第1項、第15条の8第1項、第15条の10第1項第1号、第15条の12第1項、第15条の17第1項及び第15条の19第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、「附則第5項の規定による減額後の総所得金額等」とする。

（平成28年度以後の年度分に係る所得割額の算定の特例）

7 平成28年度以後の年度分の保険料の賦課に関しては、当分の間、次に掲げる一般被保険者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）」とあるのは、「（平成28年度以後の年度分の保険料に係る所得割額の算定にあつては、当該合計額から附則第7項各号に掲げる一般被保険者の区分に応じ当該各号に定める額（2以上の区分に該当する場

4

号

附則第4項

5

附則第4項

6

各号

附則第4項各

附則第6項

合にあつては、その合計額)を控除した額。

以下「附則第7項の規定による減額後の総所得金額等」という。)とする。

(1)～(5) 略

8 前項の規定により第14条第1項の規定を読み替えて適用する場合における第15条第1項第1号、第15条の3第1項、第15条の8第1項、第15条の10第1項第1号、第15条の12第1項、第15条の17第1項及び第15条の19第1項第1号の規定の適用については、これらの規定中「基礎控除後の総所得金額等」とあるのは、「附則第7項の規定による減額後の総所得金額等」とする。

附則第6項

7

附則第6項